

改正

平成25年3月22日告示第59号

平成29年2月14日告示第12号

平成31年1月30日告示第11号

磐田市成年後見制度に係る後見人等の報酬助成費に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の報酬の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成金の支給対象者)

第2条 助成費の支給対象者は、市内に住所又は居所を有し、家庭裁判所により親族ではない後見人等が選任された者で、生活保護を受給しているもの又は別表に掲げる収入及び資産の条件を満たしているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者は、支給対象者とすることができる。

(助成金の支給対象経費)

第3条 助成金の支給対象経費は、家庭裁判所による報酬の付与の審判（以下「報酬の付与の審判」という。）において決定された後見人等の報酬とする。

(助成金の支給額)

第4条 助成金の基準額は、助成の対象者の生活の場が在宅にあっては月額2万円、施設入所中にあっては月額1万2,000円とする。

2 助成金の支給額は、前条に規定する経費の額と前項の基準額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。この場合において、被後見人等を含む世帯員の預貯金額（申請日から遡った2か月間の最小の額をいう。）の合計が、最低生活費（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護基準において、その世帯に認定される生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の各基準を合算した額を基本とした額をいう。）の2か月分に葬祭費18万円を加算した額を超える場合は、その超えた額から後見人等の報酬を支弁し、その不足した額を支給する。

(助成金の支給対象期間)

第5条 助成金の支給対象期間は、申請書類提出日の2年前の日が属する月までとする。

(助成金の支給の申請)

第6条 助成金の支給の申請をしようとする者は、報酬の付与の審判により家庭裁判所が後見人等の報酬を決定した後に、成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金の支給対象者の資産等の状況に関する書類
 - (2) 報酬の付与の審判に関する家庭裁判所の決定書その他助成の支給申請額、内訳等に関する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (助成金の支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、家庭裁判所の審判の結果、本人の負担能力等の状況を踏まえ審査を行い、助成金の支給の可否、支給額等を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給の可否、支給額等を決定した場合は、その決定の内容を成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に対して、通知するものとする。

(助成金の支給)

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者は、当該決定された助成金を請求することができる。

2 前項の請求は、成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金請求書（様式第3号）により行わなければならない。

(助成金の返還)

第9条 助成金の支給を受けた者は、次に掲げる場合は、支給された助成金を返還しなければならない。

- (1) 助成金支給対象者、後見人等、親族その他の関係人が後見人等の報酬の助成に関し、虚偽の申出をした場合
 - (2) 助成金を後見人等の報酬以外の目的に使用していた場合
 - (3) その他不正の手段により助成金の支給を受けた場合
- (その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の磐田市成年後見制度に係る後見人等の報酬助成に関する要綱（平成16年磐田市告示第20号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年 3 月22日告示第59号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年 2 月14日告示第12号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 磐田市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱（平成17年磐田市告示第44号）の規定に基づき、後見等開始の審判を受けた者以外の者に対しては、平成29年 4 月 1 日以降の後見等活動に対する報酬について支給することとする。

附 則（平成31年 1 月30日告示第11号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

世帯人数	世帯合計収入額 (年額)	資産 (現金、預貯金、有価証券等)
単身世帯	150万円以下	世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産 以外に活用できる資産がないこと。
2人世帯	200万円以下	
3人世帯	250万円以下	
4人以上世帯	250万円に世帯員4人以降 1人につき50万円を加え た額以下	

備考

- 1 世帯合計収入額（年額）は、申請日の属する月の前月から遡った1年間の実収入額とする。
- 2 申請日において、世帯合計収入額及び資産の両方の条件を満たすこと。
- 3 世帯員とは、被後見人等と生計を一にする者とする。